期

茂岩南大通

事

のお知らせ

期間9月20日

金

まで

休日救急診療当番医について

当番医制度は、あくまでも「急病患 者さん」のためのものです。いわゆる 「夜間診療所」という意味での当番医 制度ではありません。

~急病についての問合せ先~

◆発熱や腹痛などの初期救急が必要 なとき、受診できる医療機関をお知ら せします。

【帯広市急病テレホンセンター】

☎ 0155 - 26 - 1099 (フリーダイヤル) ▽年中無休・24 時間対応

【北海道救急医療情報案内センター】

- ☎ 0120 20 8699 (フリーダイヤル)
- ☎ 011 221 8699 (携帯電話 /PHS)
- HP http://www.qq.pref.hokkaido.jp/

▽年中無休・24 時間対応 問豊頃消防署☎(574)2310

豊頃医院・歯科診療所 『休診日のお知らせ

●豊頃医院

▽その他▽お誕生:

日曜祝日、金曜日午後(第2・第4)、 土曜日(第2・第4)は、休診日です。 7月は12日、26日の午後、および13日、 27日が休診日です。

●歯科診療所

土曜・日曜祝日は休診日です。 夜間診療日(毎週水曜日) ※事前予約が必要になります。

ガス缶・スプレー缶の分別について

昨年4月からガス缶・スプレー缶については、他の缶類 と分けて排出していただいていますが、野外(キャンプ、 登山等)にて使用するガスカートリッジ(写真①)や芳香 剤などに使用する交換用ガスカートリッジ(写真②)も資 源ごみとして排出してください。

穴をあけず、中身を使い切り、透明または半透明の袋に 入れて、他の缶類と分けて排出してください。

また、これらガス缶・スプレー缶類はごみ収集車両やご み処理施設内で破裂して火災が発生する危険があるため、 不燃ごみとして排出しないようお願いいたします。

ガスカートリッジ





写真② 交換用 ガスカートリッジ





法テラス

無料法

律相談

숲

問合せ先

役場住民課生活環境係☎ (574) 2213

所 日 7 月 30 日 実施し、 ■▽事前予約制 的問題解決 市西 日本司法支援セン 活あんしんセンタ 050 20 7 3 6 6 相談の場合は、 [4条南] 8 日 03383-5567) 相談の場合は、 \mathcal{O} まで、 月 めに (先着) のあ ふらつと お申込み Ì または、 か ら 19 無料法 4 15 0 時 1 5 5 ください とかち 2 -相談会を 30) 生活仕 金) 分 (帯広 和

【お誕生(5月20日~6月19日届出分) 性別 所 住 女 誠・奈津紀 礼作别 桐山 奈那

■おく	〈やみ(5月20日~6月19日届出分)					
名	前		年齢	死亡年月日	住 所	
目黑	ハナ	さ ん	108歳	R1. 5.31	茂岩栄町	
得地	弘治	さ ん	97歳	R1. 6.14	茂岩新和町	

■ 寄附							
【町寄附分】							
福島県	今野大樹 楊	歩 ふるさと振興					
茂岩栄町	山本 馨 楊	と 図書購入					
茂岩栄町	山本洋子。梅	あるさと振興					
【社会福祉協議会寄附分】							
礼作別	目黒和子根	後 社会福祉増進のため					
チーズ工房 夢みるく イ	供表門 茂子樹	社会福祉増進のため					
豊頃町パークゴルフ	協会会長 島 守枝	様 社会福祉増進のため					
ECO! エコ!もったいない運動 廃品回収の換金分を社会福祉増進のため							

茂岩神社 消防罗 豊頃町役場

F經濟農管休施設

期間 所幌岡 次の期間、 和間 10

H

火

まで

施工場所

「側交互通行となる。線は、改良工事の 電柱の建替工事のお知らせ

574

役場施設課

道道 尾田豊頃停車場線の電柱の建替工事を 行いますので、ご協力をお願いします。

場所 茂岩本町(左図)

7月27日(土)まで

電柱の建替工事

問合せ先

北海道電力株式会社池田ネットワークセンター **3**015 (572) 2667

通話録音装置を無償で貸出します

町では振り込め詐欺や送り付け詐欺などの 特殊詐欺や悪質商法の被害を未然に防止する 対策として、電話の通話内容を自動録音する 装置を無償で貸出しています。

通話録音装置の機能

問役場施設課土木係☎

574

相手からの電話着信時に「こ の電話は振り込め詐欺等の犯罪 被害防止のため、会話内容が自 動録音されます」とアナウンス を流し、通話内容を自動録音す る装置です。アナウンスによる 警告を行ない通話内容を録音す ることで、振り込め詐欺や悪質 な電話勧誘等を抑止することが できます。



▲ 通話録音装置 「振込め詐欺見張隊」

問合せ先 役場住民課生活環境係☎(574)2213

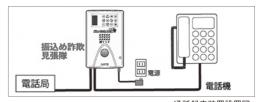
本町に在住する65歳以上の方でひとり暮ら または65歳以上のみの世帯が対象です。

装置の貸出料金および取り付け料は無料で す。ただし、装置の利用に要する電気代は利 用者の負担となります。

申込方法

住民課生活環境係に申請書を提出してくだ さい。(電話での申請も受け付けます)

申請書を受け取った後、貸出しを決定しま す。装置の設置には住民課職員が伺います。



诵話録音装置設置図

【注意事項】

- ・コンセントによる電源が必要です。
- ・黒電話や緊急通報システムが接続されている電話などで 接続できない場合があります。

【見方①】

役場だより Jul - 2019

役場だより

Jul - 2019

【見方②】 ☆=電話 IN=ファックス ⊠=Eメール IP=ホームページ